

■住民監査請求■ 「すさみ町を語る会」は住民監査請求を行った。その根拠は以下の通りである。すさみ町が旭メガソーラーすさみ発電（株）に貸している山林の賃料は1㎡9.6円（年間）。これ

に対し、ASKが所有する山林（町が1㎡50円で売却した山林）の旭メガソーラーすさみ発電（株）への賃料は1㎡95.4円（年間）である。前者と後者を比較すると、前者は著しく安い。従ってその行為は町に損害を与えている。

監査結果は6月8日付で郵送され、町に損害は与えていない「棄却」とのことである。理由は（株）ASKが貸している山林は「事業用地」（パネルを貼る場所）で、町が貸している山林は「残置森林」であり、（株）ASKが所有する山林も残置森林については9.6円の賃料である。用途が違うから比較対象とするのは適当ではないということである。

しかし、我々の調査では、（株）ASKが所有する残置森林の多くは事業用地と同じ賃貸料95.4円で賃貸している。監査結果に書かれている理由と事実は大分違う訳である。監査委員はこの事実を知っているのだろうか。知っているのなら棄却理由はおかしい。知らないのであれば、ずいぶんお粗末な調査であり、安易な結論を出したと言わざるを得ない。

そもそも林地開発の申請には環境保護の為、一定割合の林地を残す必要があることが県の条例で定められており、その林地部分がなければ開発の許可が下りない。従ってそれらを総合して「事業用地」である。例えば家を建てる場合の建蔽率と同じで、家の敷地部分のみが坪10万円で、庭の部分は坪1万円とはならないのと同じである。

■監査手順の不備■ 監査委員は我々請求人に対し、地方自治法で義務付けられている「陳述の機会」も与えず、役場へのヒヤリングだけで結論を出している。明らかに地方自治法違反である。

監査委員たる者は法令遵守でなければならない。監査の手順はそんなに複雑ではない。この点を事務局にただしたら「手順を間違えて申し訳ない」と謝罪し、この監査結果が「正式な手続きを踏んでいないと主張するのなら、この結論は無かったものと看做して結構だ」とのことである。ずいぶん乱暴な話だ。半ば開き直りのような対応に感じた。

いずれにしても、気に入らないのなら訴訟しろということである。監査委員の立場は中立、公平でなければならないはずであるが、実際は公平性を欠き、法令も守らず、初めからまともに監査する気が在ったのかと疑えてくる。また、我々の再三の要請にもかかわらず、監査委員は出席しなかった。結論を出した者として、自分で説明し、謝罪すべきは謝罪するのが当然である。全く誠意の無い対応である。これでは監査委員失格ではないか。

■6月町議会で■ 6月町議会の12日の一般質問で、上田議員によりこの監査請求について、質問が行われた。当日傍聴したが、内容は全くひどいものであった。そもそも監査委員でもある上田議員が議会でこのような質問をすること自体、如何なものかと思う。よく認めたものだ。

その発言内容は、監査の棄却理由と同じ「事業用地」と「残置森林」を同列に比較出来ないという主張であった。気に入らなければ訴訟しろと煽り立ててくれた。自分はメガソーラーを計画する側にいたと公言しているのだから、残置森林も事業用地も同金額で契約している事を当然知っているにも拘らずよくそんなことが言えたものである。その後の発言は、監査請求に対するものというより、「すさみ町を語る会」の非難をするのが目的であったようである。「語る会は嘘、出鱈目を言い、町民をそそのかしている」と言っていたが、この言葉は、そのまま上田議員にお返ししたい。

我々が書いてきたことは、全て証拠のある事実である。一般町民が発言できない議会の場でこのようなことを一方的に言うのは卑怯なことである。どの様な人格をしているのか理解できない。

当日は発言がエスカレートし、町長に関し、ここにはとても書けない様な、とんでもないことを言い出した。我々も何を言い出したかと哑然とした。直ちに議長により制止され、後に取り消した。

今の町議会は全く異常な状態であると言わざるを得ない。他の町会議員の皆さんは、見て見ぬふりをするのはもういい加減にしたらどうか。情けないではないか。

我々が見かねて法令で認められている権利を行使すれば、公正中立な監査は行われず、議会では一方的に攻撃され、とんでもなく悪いことをしているように扱われる。先に行った情報開示についてもそうであったが、法令を簡単に破る。役場、議会、監査委員会といったこの町の行政体制は一体どうなってしまったのか。機能不全になりつつある。これからこの町はどうなってゆくのか、不安は募るばかりである。